

諮問第2号 別紙資料（事前配布）

音更町国民健康保険
特定健康診査等実施計画（案）
第3期
（平成30年度～平成35年度）

音 更 町

目 次

第1章	目標	1
1	第2期計画期間における特定健康診査及び特定保健指導の実績	1
2	目標値の設定	2
第2章	対象者数	3
1	対象者数の捉え方	3
2	対象者数	3
第3章	実施方法	4
1	特定健康診査の実施	4
2	特定保健指導の実施	5
第4章	個人情報の保護	7
1	基本的な考え方	7
2	特定健康診査等のデータ管理について	7
3	外部委託について	7
第5章	実施計画の公表・周知	7
1	公表と周知の方法について	7
2	特定健康診査等実施の普及啓発について	7
第6章	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	7
1	評価の方法について	7
2	実施計画の見直しについて	8
第7章	その他	8
1	他の健診との連携	8

第1章 目標

1 第2期計画期間における特定健康診査及び特定保健指導の実績

(1) 実施状況

第2期計画期間に実施した特定健康診査及び特定保健指導の実施状況については、以下のとおりとなっています。(平成29年度を除く。)

項 目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定 健 診	対象者数	7,902人	7,671人	7,523人	7,202人
	受診者数	2,118人	2,671人	2,895人	3,169人
	受診率	26.8%	34.8%	38.5%	44.0%
	道内順位 (179市町村中)	123位	80位	68位	54位
特定 保 健 指 導	対象者数	273人	314人	309人	317人
	うち積極的支援	66人	79人	75人	89人
	うち動機付け支援	207人	235人	234人	227人
	利用者数	113人	192人	226人	244人
	うち積極的支援	17人	40人	51人	71人
	うち動機付け支援	96人	152人	175人	173人
	利用者の割合	41.4%	61.1%	73.1%	77.0%
	終了者数	91人	179人	208人	226人
	うち積極的支援	17人	28人	40人	66人
	うち動機付け支援	74人	151人	168人	160人
	終了者の割合	33.3%	57.0%	67.3%	71.3%

資料：特定健診等データ管理システム

(2) 実施結果

特定健康診査は、平成25年度から平成28年度までに対象者数が700人減少しましたが、受診者数は1,051人、受診率で17.2%上昇しました。

また、特定保健指導は、対象者数がほぼ横ばいで推移していますが、利用者数及び終了者数は大幅に上昇しています。これは、平成26年度から実施している結果説明会（保健センター及び木野コミュニティセンターで開催）で町保健センター保健師及び管理栄養士から健診結果を詳細に説明することにより、受診者の理解が深まり、その後の特定保健指導及び次年度以降の特定健康診査の継続受診につながっていることが要因として挙げられます。

(3) 特定健康診査の受診率向上対策

- ア 結果説明会の実施（平成26年度から）
- イ 集団健診実施日数の増加（土曜、日曜を含む。）
- ウ 受診勧奨チラシを見やすいものに変更（カラー化を含む。）
- エ 電話勧奨の回数増
- オ 健診対象医療機関の拡大（帯広市内30余の医療機関と新たに委託契約）

2 目標値の設定

国の「特定健康診査基本指針」が示す目標に即し、計画期間の最終年度である平成35年度の目標を以下のとおり設定します。

(1) 特定健康診査実施率 60%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
目標実施率	50%	55%	60%	60%	60%	60%

(2) 特定保健指導実施率 75%（動機付け支援及び積極的支援の合計）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
目標実施率	72%	73%	73%	74%	74%	75%

※特定健康診査基本指針では、目標値60%以上とされていますが、平成28年度実績（71.3%）を考慮し、上記の目標値とします。

(3) 特定保健指導対象者の割合の減少率 25%

（平成20年度対比）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
減少率(指標)	—	—	—	—	—	25%

※特定保健指導対象者の割合の減少率は、目標設定の対象となっていませんが、実績を検証するための指標として目標値を設定しています。

第2章 対象者数

1 対象者数の捉え方

(1) 特定健康診査における対象者の定義

特定健康診査の実施年度中に40歳～74歳となる加入者で、かつ当該実施年度の1年間を通じて加入している者（年度途中での加入及び脱退等異動のない者）のうち、妊産婦等除外規定の該当者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等）を除いた者を対象とします。

(2) 特定保健指導における対象者の定義

特定健康診査の結果、腹囲又はBMIの他、血糖、血圧、脂質が所定の値を上回る者のうち、糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除く者を対象とします。

(3) 特定保健指導の対象者の選定

追加リスクの多少と喫煙歴の有無により、動機付け支援又は積極的支援の対象者に分けられます。

腹 囲	追加リスク	④喫煙歴	対 象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40～64歳	65～74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上 記 以 外 で BMI ≥ 25	3つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

2 対象者数

(1) 特定健康診査

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
対象者数	6,942人	6,681人	6,488人	6,256人	5,995人	5,677人

(2) 特定保健指導

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
対象者数	467人	450人	437人	421人	403人	382人

第3章 実施方法

1 特定健康診査の実施

(1) 実施場所

集団健診～町保健センター及び木野コミュニティセンター
個別健診～町内医療機関及び帯広市内の一部医療機関

(2) 実施項目

ア 基本的な健診項目

- ・問診
- ・身体測定（身長、体重、BMI、腹囲）
- ・理学的所見（身体診察）
- ・血圧測定、血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- ・肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））
- ・血糖検査（空腹時血糖）
- ・尿検査（尿蛋白、尿糖）

イ 詳細な健診項目（基本的な健診項目の結果に基づき、医師の判断で実施）

- ・眼底検査

ウ 追加健診項目（より利用しやすい健診とするため、保険者において独自に追加した健診項目）

- ・貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数）※
- ・心電図検査 ※
- ・腎機能検査（血清クレアチニン ※、尿酸）
- ・血糖検査（HbA1c）
- ・肝機能検査（総蛋白、アルブミン）

※貧血検査、心電図検査及び腎機能検査（うち血清クレアチニン）は、国の指針で詳細な健診項目とされていますが、追加健診項目として全ての特定健康診査受診者に実施しています。

(3) 実施期間

5月から3月末日までの期間に実施

(4) 外部委託の有無

各医療機関と個別に委託契約を締結します。

委託先の締結基準としては、高齢者の医療の確保に関する法律第28条及び実

施基準第16条第1項に基づき、厚生労働大臣が告示にて定める外部委託基準を満たしているものとします。

(5) 周知や案内の方法

ア 周知の方法

・町広報紙及び町ホームページ等により周知を図ります。

イ 受診案内の方法

・対象者には、毎年5月に特定健康診査受診券を送付します。

・受診券の作成の基礎となるデータの提供は、北海道国民健康保険団体連合会（以下「北海道国保連合会」という。）に委託します。

(6) 実施の流れ

対象者全員に特定健康診査受診券を直接送付します。

被保険者は、保険証及び特定健康診査受診券を持参し、各医療機関又は集団健診実施場所で受診します。

(7) 結果通知

受診者に対しては、特定健康診査受診結果を通知するとともに、自らの健康状態を自覚し、生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供します。

(8) 医療機関からの検査結果の提供

特定健康診査対象者のうち、医療機関へ通院し、特定健康診査の基本検査項目と同様の血液検査、尿検査を実施している者については、医療機関との契約に基づき、対象者本人が同意の上、検査結果データの提供を受けることにより、当該検査結果データを特定健康診査の結果データとして取り扱うことができます。

(9) 事業者健診の健診受診者のデータ収集方法

受診者本人からの受領を基本とします。

受領方法としては、受診者への受診結果送付依頼となるので、受診案内時に他の健診を受診した場合の受診結果送付の案内を同封してデータ収集に努めます。

2 特定保健指導の実施

(1) 実施場所

町保健センター及び一部医療機関

(2) 実施項目

ア 動機付け支援

- ・原則1回の面接による支援を行います(行動計画の策定)。
- ・行動計画の策定の日から3か月以上経過後に面接又は通信(電話・メール・ファクス等)を利用した双方向のやり取りで実績評価を行います。

イ 積極的支援

- ・初回時1回の面接による支援を行います(行動計画の策定)。
- ・その後、3か月以上の継続的な支援を個別、グループ、電話及びメールのいずれか、もしくは組み合わせて厚生労働省が設定した支援ポイント制に基づき行います。
- ・行動計画の策定の日から3か月以上経過後に面接又は通信(電話・メール・ファクス等)を利用した双方向のやり取りで実績評価を行います。

(3) 実施時期

特定健康診査終了時より概ね2か月後から随時実施します。

(4) 外部委託の有無

町保健センター保健師による直営と、一部医療機関への外部委託により行います。

外部委託は、特定健康診査を委託する医療機関の一部と個別に契約を締結します。

委託先の選定基準としては、高齢者の医療の確保に関する法律第28条及び実施基準第16条第1項に基づき、厚生労働大臣が告示にて定める外部委託基準を満たしているものとします。

(5) 周知や案内の方法

ア 周知の方法

- ・町広報紙、町ホームページ及び地域説明会等により周知を図ります。

イ 案内の方法

- ・対象者には、特定健康診査の受診から概ね2か月後に特定保健指導利用券を送付します。

(6) 実施の流れ

特定保健指導の対象者には特定保健指導利用券を直接郵送します。

対象者は、特定保健指導利用券を持参し、町保健センター又は一部医療機関で直接保健指導を受けます。

第4章 個人情報の保護

1 基本的な考え方

特定健康診査等により得る個人情報の取り扱いについては、個人情報保護に関する法律及びガイドライン、音更町個人情報保護条例等を遵守するものとします。

外部委託先との契約の際には、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に明記します。

2 特定健康診査等のデータ管理について

特定健康診査等に関するデータは、原則5年間保存するものとし、北海道国保連合会の「特定健診等データ管理システム」において管理します。

3 外部委託について

特定健康診査等の実施に係る費用決裁処理業務を含めた特定健康診査等に関するデータ管理業務については、北海道国保連合会に委託します。

第5章 計画実施の公表・周知

1 公表と周知の方法について

実施計画は、町ホームページで公表するほか、町広報紙に掲載し広く住民に周知します。

2 特定健康診査等実施の普及啓発について

町広報紙・町ホームページに掲載するほか、町の施設及び健診実施医療機関等に啓発ポスターを掲示し、普及啓発に努めます。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1 評価の方法について

(1) 特定健康診査等実施率

前年度の結果を集計した国への実績報告を評価に活用します。

(2) 特定保健指導対象者の割合の減少率

特定保健指導対象者の割合の減少率は、目標設定の対象となっていませんが、

特定保健指導の実施の成果を検証するための指標として活用します。

2 実施計画の見直しについて

(1) 考え方

この計画は、6年ごとに見直しをします。

(2) 見直しの方法

この計画をより実効性の高いものとするため、国保運営協議会において、達成状況の点検・評価の結果を活用し、必要に応じ、実施計画の記載内容を実態に即した効果的なものに見直します。

第7章 その他

1 他の健診との連携

健康増進法で実施しているがん検診等他の健診及び音更町で行われている一般保健事業に基づく各種検診については、特定健康診査の枠組みを活用するとともに、特定健康診査と同時に実施するなど、協力体制を構築し、可能な限り連携して実施するものとします。